

## 文京区営住宅等の指定管理者の評価結果について

文京区営住宅等の令和元年度管理運営実績について、以下のとおり評価を実施した。

### 1 指定管理者

株式会社東急コミュニティー

### 2 管理運営施設（13施設）

文京区営本駒込二丁目アパート、文京区営白山四丁目アパート、文京区営関口二丁目アパート、文京区シルバーピアおおつか、文京区シルバーピア千石、文京区シルバーピア向丘、文京区シルバーピア根津、文京区借上住宅シルバーピアはくさん、文京区借上住宅シルバーピアはくさん台、文京区借上住宅シルバーピア坂下通り、文京区借上住宅シルバーピア千石二丁目、文京区借上住宅シルバーピア湯島、文京区根津一丁目障害者住宅

### 3 評価の経過

福祉部に設置した指定管理者評価検討会（以下「評価検討会」という。）において評価（一次評価）を行い、その後、学識経験者等の外部委員2名を含む指定管理者評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、評価検討会の評価の適正性を確認し、区としての最終評価（二次評価）を行った。

令和2年 7月 評価検討会による評価（一次評価）

10月 評価委員会による評価検討会評価の適正性の確認（二次評価）

### 4 評価結果

裏面のとおり

評価主体		評価検討会 (一次評価)	評価委員会 (二次評価)
分野 評価	サービス向上の有効性 【配点32点】	24点 C	24点 C
	経費の効率性 【配点8点】	6点 C	6点 C
	管理運営の適正性 【配点36点】	28点 C	28点 C
	業務の改善性 【配点0点】	9点 C	9点 C
総合評価 【配点76点】		67点 (76.1%) C	67点 (76.1%) C

なお、詳細は別紙のとおり。

#### 《分野評価及び総合評価の見方》

評価	評価内容及び基準	
A	特に優れている。	(合計得点が、配点の90%以上)
B	優れている。	(合計得点が、配点の80%以上90%未満)
C	おおむね適正である。	(合計得点が、配点の60%以上80%未満)
D	改善が必要である。	(合計得点が、配点の40%以上60%未満)
E	相当な改善が必要である。	(合計得点が、配点の40%未満)

文京区営住宅等の  
指定管理者の管理運営に対する評価報告書  
【令和元年度実績】

令和2年7月

文京区営住宅等指定管理者評価検討会

所管課	福祉部福祉政策課
評価対象期間	平成31年4月1日～令和2年3月31日 (指定期間5年中の3年目)

## 1 指定管理の概要

施設名称	①本駒込二丁目アパート②白山四丁目アパート③関口二丁目アパート ④シルバーピアおおつか⑤シルバーピア千石⑥シルバーピア向丘 ⑦シルバーピア根津⑧シルバーピアはくさん⑨シルバーピアはくさん台 ⑩シルバーピア坂下通り⑪シルバーピア千石二丁目⑫シルバーピア湯島 ⑬根津一丁目障害者住宅
施設の設置目的	住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃で住宅を提供することにより、区民生活の安定と社会福祉の増進に寄与すること
指定管理者名称	株式会社 東急コミュニティー
指定期間	平成29年4月1日～令和4年3月31日
公募・非公募の別	公募
管理業務内容	(1) 区営住宅等の維持、修繕及び改良に関する業務 (2) 区営住宅等の適正な使用の確保に関する業務 (3) 使用者の共同の利便となる施設の整備その他住環境の整備に関する業務 (4) 前各号に掲げるもののほか、区又は指定管理者が必要と認めた業務
利用料金制の有無	無

## 2 収支状況

### (1) 指定管理料及び利用料金

年度		29	30	1	2	3	
収 入	指定管理料（入居者管理費）	24,267,600	24,267,600	24,492,300			
	指定管理料（施設維持管理費）	92,809,229	69,325,224	75,136,007			
	合計（A）	117,076,829	93,592,824	99,628,307			
支 出	科目	内訳					
	入居者 管理費 【施設 管理費】	人件費	15,137,721	15,137,721	15,277,885		
		交通費	400,302	392,933	358,497		
		リース・通信費	340,916	349,344	397,534		
		郵便代	161,174	136,285	146,822		
		印刷製本費	184,140	382,320	108,610		
		消耗備品	149,543	201,193	223,021		
		その他経費	306,698	318,592	341,517		
	入居者 管理費 【本社経 費】	総務・経理等人件費		512,439	517,183		
		支援要員人件費	8,147,953	5,645,571	5,697,843		
		福利厚生費		本社人件費に含む	本社人件費に含む		
		通信関係費		170,844	171,130		
		広告宣伝費		388,282	341,562		
		研修費		232,969	235,123		
		情報処理費用		279,563	310,214		
		旅費交通費		139,781	142,136		
		物品関係費		155,313	155,216		
		租税公課・保険料		623,191	623,191		
	施設維持 管理費	計画修繕	45,230,769	19,094,043	21,106,406		
		一般修繕	6,588,773	5,473,393	6,602,525		
		空き家修繕	12,992,481	19,250,910	17,882,437		
		施設管理	19,466,751	19,219,064	19,926,255		
		住宅管理システム	3,336,973	1,169,413	1,167,483		
指定管理料の返還		5,193,482	5,118,401	8,450,901			
合計（B）	117,637,676	94,391,565	100,183,491				
収支（A）－（B）		-560,847	-798,741	-555,184			
【特記事項】 施設の使用料・共益費は、直接区の歳入としているため、利用料金制をとっていない。							

### (2) 自主事業（指定管理者の費用と責任で実施する事業）

年度		29	30	1	2	3
収 入						
	合計（A）	0	0	0	0	0
支 出						
	合計（B）	0	0	0	0	0
収支（A）－（B）		0	0	0	0	0
【特記事項】						

### 3 評価検討会委員

	役職	委員名
1	座長	福祉部長 木幡 光伸
2	副座長	福祉政策課長 矢島 孝幸
3	委員	高齢福祉課長 浅川 道秀
4	委員	区営住宅等使用者代表 高橋 たけ代
5	委員	区営住宅等使用者代表 奥澤 静代

### 4 評価の対象とした資料

	評価の対象とした資料名	評価項目番号
1	文京区営住宅等の管理に関する基本協定書	①③⑥⑪⑭⑮⑯⑰⑳
2	文京区営住宅等の管理に関する平成31年度協定書	⑱
3	文京区営住宅等業務要求水準書	①④⑧⑨⑫⑭⑱
4	文京区営住宅等設備保守点検等業務説明書	①⑭
5	文京区営住宅等指定管理者募集要項	⑯⑰
6	区営住宅等の事業計画書	①⑫⑬⑯⑰⑱⑲
7	事業報告書（月次）	①⑦⑫⑭
8	入居者管理業務実績報告	①
9	住宅維持管理業務実績報告書	①⑨⑪⑭
10	利用者アンケート	③⑤⑭⑳
11	広報物掲示・配布記録	④
12	什器備品台帳	⑮
13	所管課モニタリング結果について	①⑨⑪⑫⑭
14	入居者関係連絡票	⑥
15	個人情報の取扱いについて	⑯
16	情報公開内規	⑰
17	緊急対応マニュアル	⑱
18	夜間休日緊急対応記録	⑱
19	クレーム対応記録	⑥
20	研修状況について	⑬⑯
21	環境配慮について	⑲
22	経費削減努力について	⑧
23	一般修繕費の執行状況の推移について	⑧
24	前年度の評価結果	⑳

5 評価結果

(1) 分野評価

評価分野	評価得点	評価項目	配点	評価	得点
サービス向上の有効性 【配点32点】	C 24点	① 協定書、業務要求水準書等で区が求めた事業が適切に実施されたか。	4	3	3
		② 区が求めた事業以外に、住民サービスの向上を図るための自主事業が積極的に計画され、事業計画書や企画提案書に沿って適切に実施しているか。	—	—	—
		③ 利用者懇談会や利用者アンケートにより、利用者の意見を収集し、適当な意見については、それを反映させた取組が行われたか。	4	3	3
		④ 区民や利用者への広報方法を工夫し、効果的な広報活動が行われたか。	4	3	3
		⑤ 利用者アンケート等の結果で、利用者から高い評価を得られているか。	8	3	6
		⑥ 利用者からの苦情に対する対応と報告が適切に行われたか。	4	3	3
		⑦ 利用者数、稼働率等の実績が、当該指定期間開始前と比べて同程度か。	8	3	6
		<b>【評価理由】</b> ①区が定めた業務は、適正に実施されている。 ②自主事業の実施は求めているので、評価対象外。 ③入居者アンケートを実施し、回答結果の分析及び評価を行うとともに、アンケートで示された意見等において対応が必要であるものについては、そのための対応がなされている。 ④入居者への広報物については、管理上の必要性がある時だけでなく、時期や季節、社会的背景等を踏まえ、入居者への注意喚起や情報提供につなげることを意識し作成されている。また、高齢者にもわかりやすいよう、大きな文字で、平易な表現を用いて作成するとともに、事前に区に案文を示し、区の意見を聞いた上で配布されている。 ⑤アンケートの回収率向上施策を講じることで昨年度より回答率が若干向上するとともに、回答結果についても、全項目において、「無回答」を除くと、「大変良い」と「良い」が6割近くを占めている。全項目を通して、「悪い」と「大変悪い」が僅かであることから、高い満足度が得られていると言える。 ⑥入居者等から寄せられる様々な要望、苦情等については、その対応状況等について、定期的に区に報告するとともに、区の意見を参考に、適切に対応されている。様々なトラブルが日常的に発生する中で、大きなトラブルに発展したケースはない。 ⑦公営住宅及びそれに準ずる住宅のため、入居希望者が多く、空き家が出るとすぐに次の入居者が決まる状況である。従って、利用者数（入居世帯数）に増減は生じないので、同程度と言える。			
経費の効率性 【配点8点】	C 6点	⑧ 経費節減への具体的な取組を行い、その効果があったか。	4	3	3
		⑨ 指定管理料の範囲内で効果的・効率的な予算執行が行われたか。	4	3	3
		⑩ 収入を増加するための具体的な取組を行い、その効果があったか。	—	—	—
		<b>【評価理由】</b> ⑧入居者からの修繕要望について、現地のLSAを通じて事前に現状を確認してもらい、十分に状況把握を行ってから業者を手配することで、無駄な発注をかけないようにするなど、経費節減への取組は行われているが、必ずしも大きな効果があったとは言えない。 ⑨予算額を厳守するため、計画的かつ適切な予算執行が行われている。 ⑩住宅使用料は、条例等により区が決定しており、指定管理者の関与する余地はないため、評価対象外。			

評価分野	評価得点	評価項目	配点	評価	得点
管理運営の適正性 【配点36点】	C 28点	⑪ 金銭の管理が適正に行われたか。	4	3	3
		⑫ サービスを低下させない適切な人員配置が行われたか。	4	3	3
		⑬ 職員の知識・技術向上を図るための研修等が適切に行われたか。	4	4	4
		⑭ 利用者が安全・快適に施設を利用できるよう適切に施設の保守、修繕、清掃等が行われたか。	4	3	3
		⑮ 備品台帳により、備品の管理が適切に行われたか。	4	3	3
		⑯ 文京区個人情報保護条例の規定を遵守し、利用者の個人情報の適正な管理のために必要な措置が講じられ、漏えい、滅失、毀損等の事故が起きていないか。	4	3	3
		⑰ 文京区情報公開条例の趣旨にのっとり、情報の公開を行うための必要な措置が講じられ、請求または区から情報提供の求めがあった場合は適切で速やかな対応が行われたか。	4	3	3
		⑱ 事故、災害等の緊急事態が発生した場合の危機管理体制が適切であり、緊急事態が発生した場合は、その対応が適切であったか。	4	3	3
		⑲ 省エネやごみの削減など環境に配慮した取組が積極的に行われたか。	4	3	3
		<b>【評価理由】</b> ⑪指定管理者は、本業務において現金を扱わない。予算の執行が適正に行われていることなどから、金銭の管理についても適正に行われていると認められる。 ⑫管理窓口には、常時3名が配置されている。また、緊急時の修繕等についても、24時間年中無休で対応できる体制が取られている。 ⑬コンプライアンス研修や個人情報保護教育など本社で実施する研修に参加するとともに、日々の業務経験から独自に策定した業務マニュアルを使用した業務勉強会を実施するなど、制度変更に対応するための職員の研修等に熱心に取り組んでいる。 ⑭本指定管理業務の根幹部分であり、適切に行われている。また、利用者アンケートにおいても好評を得ている。 ⑮自己調達物品及び区貸与物品について、備品台帳を備えるとともに、現状確認も行われているため、適正に管理されている。 ⑯「個人情報について適切な保護措置を講ずる体制にある事業者」として、第三者機関から認定を受けるとともに、個人情報の漏えい等を起こさないための具体策を講じながら業務を遂行している。また、研修等で職員への意識啓発にも努めている。なお、令和元年度において、個人情報の漏えい、滅失、毀損等の事故は起きていない。 ⑰情報公開内規を整備するとともに、区からの情報提供の求めに対して、適正で速やかに対応している。なお、令和元年度において、区民等からの情報公開請求はなかった。 ⑱緊急対応マニュアル及び緊急時の連絡体制が整備されている。令和元年度において、事故や災害等の緊急事態は発生しておらず、夜間等の緊急修繕には概ね適切に対応されている。漏水時に福祉住宅サービス所長への連絡が取れず、LSAと緊急時に駆け付けた業者で対応した事例があったが、連絡体制の周知徹底を図るなど再発防止に向けた取組も行われている。 ⑲照明器具の更新時にLEDを採用したり、ペーパーレスの推進や公共交通機関の利用など環境に配慮した取組を積極的に行っている。			
業務の改善性 【配点12点】	C 9点	⑳ 前回の評価（一次評価及び二次評価）を受けて、適切な改善が図られたか。	12	3	9
	<b>《前年度総合評価における改善すべき事項》</b> 利用者アンケートについて、利用者から述べられた意見に対し、適切な対応がとられたか記載されていないため、今後は対応についても報告書に記載をするよう、改善が必要である。 <b>【評価理由】</b> 利用者アンケートにおいて述べられた意見に対して、意見に対するコメント欄を追加するとともに、対応が必要であるものについては、そのための対応がなされている。				



(2) 総合評価

評価	C	得点	67点 / 88点
<p data-bbox="148 256 248 294"><b>【所見】</b></p> <p data-bbox="130 356 1506 456">全般的に水準を下回る評価項目はなく、毎年 of 制度変更に対応するための取り組みも見られるなど、適切に住宅の管理運営が行われていると言える。しかしながら、住宅管理という業務の性質上、特に水準を超えているという評価点を付けることは難しく、結果として総合評価はCとなった。</p> <p data-bbox="148 1412 407 1450"><b>【改善すべき事項】</b></p> <p data-bbox="165 1485 292 1522">特になし</p>			

## 《評価結果の見方》

### (1) 分野評価

評価項目ごとに4段階評価を行い、その結果に応じた乗率を各評価項目の配点に乗じて採点し、各評価分野の合計得点を5段階評価します。

#### ① 4段階評価・乗率

評価	評価内容及び基準	乗率
4：優良	協定書、業務要求水準書等で区が求めた水準を超える成果がある。	100%
3：適当	協定書、業務要求水準書等で区が求めた水準を満たしている。	75%
2：課題あり	協定書、業務要求水準書等で区が求めた水準を満たしているが、一部に課題がある。	50%
1：要改善	協定書、業務要求水準書等の水準を満たしておらず、改善が必要である。	0%

#### ② 5段階評価

評価	評価内容及び基準
A	当該分野について、特に優れている。 (分野の合計得点が、配点の90%以上)
B	当該分野について、優れている。 (分野の合計得点が、配点の80%以上90%未満)
C	当該分野について、おおむね適正である。 (分野の合計得点が、配点の60%以上80%未満)
D	当該分野について、改善が必要である。 (分野の合計得点が、配点の40%以上60%未満)
E	当該分野について、相当な改善が必要である。 (分野の合計得点が、配点の40%未満)

### (2) 総合評価

各評価分野の得点を合計し、その合計得点を5段階評価します。

評価	評価内容及び基準
A	総合評価の結果、特に優れている。 (合計得点が、配点の90%以上)
B	総合評価の結果、優れている。 (合計得点が、配点の80%以上90%未満)
C	総合評価の結果、おおむね適正である。 (合計得点が、配点の60%以上80%未満)
D	総合評価の結果、改善が必要である。 (合計得点が、配点の40%以上60%未満)
E	総合評価の結果、相当な改善が必要である。 (合計得点が、配点の40%未満)

# 指定管理者評価委員会 評価結果

## 1 指定管理者の評価

指定管理者名	管理運営する施設名	所管部署名
株式会社東急コミュニティー	区営住宅等	福祉部 福祉政策課

### (1) 分野評価

評価分野	評価項目	評価検討会 評価	評価理由	評価委員会 評価	評価理由
サービス向上の有効性	① 協定書、業務要求水準書等で区が求めた事業が適切に実施されたか。	3	区が定めた業務は、適正に実施されている。	3	評価検討会の評価は妥当である。
	② 区が求めた事業以外に、住民サービスの向上を図るための自主事業が積極的に計画され、事業計画書や企画提案書に沿って適切に実施しているか。	—	自主事業の実施は求めているので、評価対象外。	—	
	③ 利用者懇談会や利用者アンケートにより、利用者の意見を収集し、適当な意見については、それを反映させた取組が行われたか。	3	入居者アンケートを実施し、回答結果の分析及び評価を行うとともに、アンケートで示された意見等において対応が必要であるものについては、そのための対応がなされている。	3	評価検討会の評価は妥当である。
	④ 区民や利用者への広報方法を工夫し、効果的な広報活動が行われたか。	3	入居者への広報物については、管理上の必要性がある時だけでなく、時期や季節、社会的背景等を踏まえ、入居者への注意喚起や情報提供につなげることを意識し作成されている。また、高齢者にもわかりやすいよう、大きな文字で、平易な表現を用いて作成するとともに、事前に区に案文を示し、区の意見を聞いた上で配布されている。	3	評価検討会の評価は妥当である。
	⑤ 利用者アンケート等の結果で、利用者から高い評価を得られているか。	6	アンケートの回収率向上施策を講じることで昨年度より回答率が若干向上するとともに、回答結果についても、全項目において、「無回答」を除くと、「大変良い」と「良い」が6割近くを占めている。全項目を通して、「悪い」と「大変悪い」が僅かであることから、高い満足度が得られていると言える。	6	評価検討会の評価は妥当である。
	⑥ 利用者からの苦情に対する対応と報告が適切に行われたか。	3	入居者等から寄せられる様々な要望、苦情等については、その対応状況等について、定期的に区に報告するとともに、区の意見を参考に、適切に対応されている。様々なトラブルが日常的に発生する中で、大きなトラブルに発展したケースはない。	3	評価検討会の評価は妥当である。
	⑦ 利用者数、稼働率等の実績が、当該指定期間開始前と比べて同程度か。	6	公営住宅及びそれに準ずる住宅のため、入居希望者が多く、空き家が出るとすぐに次の入居者が決まる状況である。従って、利用者数（入居世帯数）に増減は生じないので、同程度と言える。	6	評価検討会の評価は妥当である。
	分野評価	C		C	

評価分野	評価項目	評価検討会 評価	評価理由	評価委員会 評価	評価理由
経費の 効率性	⑧ 経費節減への具体的な取組を行い、その効果があったか。	3	入居者からの修繕要望について、現地のLSAを通じて事前に現状を確認してもらい、十分に状況把握を行ってから業者を手配することで、無駄な発注をかけないようにするなど、経費節減への取組は行われているが、必ずしも大きな効果があったとは言えない。	3	評価検討会の評価は妥当である。
	⑨ 指定管理料の範囲内で効果的・効率的な予算執行が行われたか。	3	予算額を厳守するため、計画的かつ適切な予算執行が行われている。	3	評価検討会の評価は妥当である。
	⑩ 収入を増加するための具体的な取組を行い、その効果があったか。	—	住宅使用料は、条例等により区が決定しており、指定管理者の関与する余地はないため、評価対象外。	—	
	分野評価	C		C	
管理運営の 適正性	⑪ 金銭の管理が適正に行われたか。	3	指定管理者は、本業務において現金を扱わない。予算の執行が適正に行われていることなどから、金銭の管理についても適正に行われていると認められる。	3	評価検討会の評価は妥当である。
	⑫ サービスを低下させない適切な人員配置が行われたか。	3	管理窓口には、常時3名が配置されている。また、緊急時の修繕等についても、24時間年中無休で対応できる体制が取られている。	3	評価検討会の評価は妥当である。
	⑬ 職員の知識・技術向上を図るための研修等が適切に行われたか。	4	コンプライアンス研修や個人情報保護教育など本社で実施する研修に参加するとともに、日々の業務経験から独自に策定した業務マニュアルを使用した業務勉強会を実施するなど、制度変更に対応するための職員の研修等に熱心に取り組んでいる。	4	評価検討会の評価は妥当である。
	⑭ 利用者が安全・快適に施設を利用できるよう適切に施設の保守、修繕、清掃等が行われたか。	3	本指定管理業務の根幹部分であり、適切に行われている。また、利用者アンケートにおいても好評を得ている。	3	評価検討会の評価は妥当である。
	⑮ 備品台帳により、備品の管理が適切に行われたか。	3	自己調達物品及び区貸与物品について、備品台帳を備えるとともに、現状確認も行われているため、適正に管理されている。	3	評価検討会の評価は妥当である。
	⑯ 文京区個人情報の保護に関する条例の規定を遵守し、利用者の個人情報の適正な管理のために必要な措置が講じられ、漏えい、滅失、毀損等の事故が起きていないか。	3	「個人情報について適切な保護措置を講ずる体制にある事業者」として、第三者機関から認定を受けるとともに、個人情報の漏えい等を起こさないための具体策を講じながら業務を遂行している。また、研修等で職員への意識啓発にも努めている。なお、令和元年度において、個人情報の漏えい、滅失、毀損等の事故は起きていない。	3	評価検討会の評価は妥当である。
	⑰ 文京区情報公開条例の趣旨にのっとり、情報の公開を行うための必要な措置が講じられ、請求又は区から情報提供の求めがあった場合は、適切で速やかな対応が行われたか。	3	情報公開内規を整備するとともに、区からの情報提供の求めに対して、適正で速やかに対応している。なお、令和元年度において、区民等からの情報公開請求はなかった。	3	評価検討会の評価は妥当である。
	⑱ 事故、災害等の緊急事態が発生した場合の危機管理体制が適切であり、緊急事態が発生した場合は、その対応が適切であったか。	3	緊急対応マニュアル及び緊急時の連絡体制が整備されている。令和元年度において、事故や災害等の緊急事態は発生しておらず、夜間等の緊急修繕には概ね適切に対応されている。漏水時に福祉住宅サービス所長への連絡が取れず、LSAと緊急時に駆け付けた業者で対応した事例があったが、連絡体制の周知徹底を図るなど再発防止に向けた取組も行われている。	3	評価検討会の評価は妥当である。
	⑲ 省エネやごみの削減など環境に配慮した取組が積極的に行われたか。	3	照明器具の更新時にLEDを採用したり、ペーパーレスの推進や公共交通機関の利用など環境に配慮した取組を積極的に行っている。	3	評価検討会の評価は妥当である。
	分野評価	C		C	

評価分野	評価項目	評価検討会 評価	評価理由	評価委員会 評価	評価理由
改善務性の	㊸ 前回の評価（一次評価及び二次評価）を受けて、適切な改善が図られたか。	9	利用者アンケートにおいて述べられた意見に対して、意見に対するコメント欄を追加するとともに、対応が必要であるものについては、そのための対応がなされている。	9	評価検討会の評価は妥当である。
	分野評価	C		C	

## (2) 総合評価

	評価検討会	評価委員会
得点	67 / 88	67 / 88
総合評価	C	C

## (3) 所見及び改善指摘事項

	評価検討会	評価委員会
優れている点	全般的に水準を下回る評価項目はなく、毎年の制度変更に対応するための取り組みも見られるなど、適切に住宅の管理運営が行われていると言える。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者への広報物については、管理上の必要性がある時だけでなく、入居者への注意喚起や情報提供につなげることを意識し作成されている。また、高齢者にも分かりやすいよう大きな字で、平易な表現を用いて案内文を作成するなど、適切に住宅の管理運営が行われていると評価できる。</li> <li>・業務の性質上、評価を上げる取組は難しいが、居住者に向き合い真摯な対応を心掛けるとともに、適切に管理運営がなされている。</li> </ul>
区が明示した水準を満たすが、更なる取組が期待される点	住宅管理という業務の性質上、特に水準を超えているという評価点を付けることは難しく、結果として総合評価はCとなった。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者アンケートの回収率が高くないことから、更なる回収率の向上を図るとともに、日頃の信頼関係を更に構築することで、利用者の意向を踏まえた住宅管理の実施を期待する。</li> <li>・滞納整理については、新型コロナウイルス感染症の影響により困難さが増すと考えられるが、区と連携することで、適切に滞納使用料の縮減等がされることを期待する。</li> <li>・情報公開内規第4条において、公開請求ができる者を文京区在住、在勤、在学者等として規定しているが、文京区情報公開条例では「何人も」公開請求ができることとしているため、同様の規定とされることが望ましい。</li> <li>・事業計画書の中で、再委託先や修繕工事の発注先については可能な限り区内業者を活用するとしている。ヒアリングにおいて、区内業者による施設管理の施行が確認できた。今後は、評価検討会資料に区内業者であることの明示をされたい。</li> <li>・計画修繕、退去修繕、一般修繕では、区内業者の活用が難しい面もあるが、可能な限り活用を進めていくとのことであり、新型コロナウイルス感染症拡大により影響が及んでいる区内経済を活性化の一助となることから、今後も更なる活用に努められたい。</li> </ul>
改善指摘事項 (評価1又は2の事項について)	なし	なし

## 2 評価検討会の評価に関する意見

- ・業務の性質から難しいことではあるが、サービス水準についてのより適切な評価がなされ、A、B評価の可能性が確保されるような評価のあり方を検討されたい。
- ・4 優良の評価をした項目では、検討会資料の記載内容から分かるよう、数量的又は明示的に評価をされたい (13)。

## 3 所管課の指定管理者制度運用に関する意見

- ・アンケートやLSAからの意見・要望の分析をより詳細に行うことで、事業者のサービス内容に関するものと、区の施設整備に関するものを振り分け、適切な対応が取られるようにすることを検討されたい。
- ・区営住宅の管理という性質上、指定管理者が創意工夫を図る余地が少なく、結果として評価が高くなり難しい評価項目が多い状況において、所管課においては、サービス向上に向けて指定管理者のモチベーションが上がるような方法を検討いただきたい。
- ・次期の指定管理期間においては、協定書や業務要求水準書に環境配慮の項目を記載してもらいたい。